

令和 8 年 安曇野市議会

9 月定例会 条例案

条例改正等の趣旨・新旧対照表

条例改正等の趣旨

議案	件名	所管課	趣旨
第 62 号	安曇野市手数料条例の一部を改正する条例	税務課	・ コンビニエンスストア等の多機能端末機により、所得に関する証明書を交付する場合の交付手数料を新たに規定するもの ・ その他字句体裁等を整えるもの
第 63 号	安曇野市企業版ふるさと納税基金条例	政策経営課	企業版ふるさと納税の寄附額の増加等に対応し、企業版ふるさと納税による寄附金を有効に事業活用するため、基金を設置するもの
第 64 号	安曇野市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	地域づくり課	・ 地方自治法施行規則の改正に伴い、条項ずれが生じることから所要の改正を行うもの ・ その他字句体裁等を整えるもの
第 65 号	安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例	福祉課	社会保険診療報酬支払基金法の改正に伴い、条文中の「社会保険診療報酬支払基金」の名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改めるもの
第 66 号	安曇野市景観条例の一部を改正する条例	建築住宅課	景観法の改正に伴い、項ずれ及び号ずれが生じることから所要の改正を行うもの
第 67 号	安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部を改正する条例	子ども家庭支援課	・ 利用者負担金の納期を統一するもの ・ 利用者負担金額の見直しを行うもの ・ その他字句体裁等を整えるもの

議案第62号 安曇野市手数料条例の一部を改正する条例

○安曇野市手数料条例（平成17年安曇野市条例第85号）

改正後	改正前												
（手数料の徴収） 第5条 手数料は、申請のときに徴収する。ただし、市長（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては、<u>審査庁とし</u>、他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの<u>とする</u>。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては<u>審理員とし</u>、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関<u>とする</u>。次項及び<u>次条</u>において同じ。）が特に必要と認めたときは、この限りでない。 2 （略） （手数料の免除） 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。 （1）～（4） （略） （5） 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書を交付する場合において、法律の規定により無料で証明を行うことができることとされているとき。 （6）～（8） （略） 2 （略） 別表（第2条関係） 2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。）に関する事務 <table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（3） 所得に関する証明書の交付</td><td>1件につき 300円</td></tr></table>	区分	金額	（略）		（3） 所得に関する証明書の交付	1件につき 300円	（手数料の徴収） 第5条 手数料は、申請のときに徴収する。ただし、市長（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき審理員（同法第9条第3項の規定により読み替える場合にあつては、<u>審査庁</u>。他の法律において準用する場合にあつては、当該法律の規定により読み替えられたもの。以下同じ。）が行う提出書類等の写し等の交付にあつては<u>審理員</u>、同法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付にあつては当該機関。次項及び<u>第6条</u>において同じ。）が特に必要と認めたときは、この限りでない。 2 （略） （手数料の免除） 第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手数料を徴収しない。 （1）～（4） （略） （5） 戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、<u>同法</u>第10条の2第1項から第5項まで又は<u>同法</u>第126条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書を交付する場合において、法律の規定により無料で証明を行うことができることとされているとき。 （6）～（8） （略） 2 （略） 別表（第2条関係） 2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「法」という。）に関する事務 <table><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td>（3） 所得に関する証明書の交付</td><td>1件につき 300円</td></tr></table>	区分	金額	（略）		（3） 所得に関する証明書の交付	1件につき 300円
区分	金額												
（略）													
（3） 所得に関する証明書の交付	1件につき 300円												
区分	金額												
（略）													
（3） 所得に関する証明書の交付	1件につき 300円												

改正後				改正前			
		<u>(多機能端末機による交付にあっては、1件につき200円)</u>					
(4) 資産に関する証明書の交付		1 件につき	300円	(4) 資産に関する証明書の交付		1 件につき	300円
(5) 資産に関する公簿の閲覧又は <u>土地図面の</u> 閲覧		1 件につき	300円	(5) 資産に関する公簿の閲覧又は <u>土地図面も</u> 閲覧		1 件につき	300円
(略)				(略)			
3 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下この項において「法」という。）に関する事務				3 道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下この項において「法」という。）に関する事務			
区分		金額		区分		金額	
法第34条第2項（法第73条第2項において準用する <u>場合を</u> 含む。）の規定による臨時運行の許可の申請に対する審査		1 両につき	750円	法第34条第2項（法第73条第2項において準用する <u>場合も</u> 含む。）の規定による臨時運行の許可の申請に対する審査		1 両につき	750円
13 行政不服審査法（昭和26年法律第68号。以下この項において「法」という。）に関する事務				13 行政不服審査法（昭和26年法律第68号。以下この項において「法」という。）に関する事務			
区分		金額		区分		金額	
法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項に <u>規定する</u> 書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	白黒	1 面につき	10円	法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項書面若しくは資料の写し又は電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付	白黒	1 面につき	10円
	カラー	1 面につき	20円		カラー	1 面につき	20円

議案第63号 安曇野市企業版ふるさと納税基金条例

条例の新規制定のため新旧対照表なし

議案第64号 安曇野市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

○安曇野市認可地縁団体印鑑条例（平成17年安曇野市条例第18号）

改正後	改正前
(登録の資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する者に代えて、次に掲げる者が選任されている場合は、当該アからエまでに掲げる者 ア～ウ (略) <u>エ 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。第4条及び第12条において「省令」という。）第18条の3第1項第6号に規定する職務代行者</u> (登録の申請) 第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする代表者等は、認可地縁団体印鑑登録申請書（以下「登録申請書」という。）に登録を受けようとする印鑑を添え、自ら市長に申請しなければならない。 2 (略) (審査及び登録) 第4条 市長は、<u>前条第1項の規定による</u>申請があったときは、当該認可地縁団体につき<u>省令第18条の3第1項の規定により</u>作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。 (登録の印鑑) 第5条 <u>登録を受けることができる</u>認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個に限るものとする。 2 市長は、登録を受けようとする<u>認可地縁団体印鑑が</u>、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する場合は、<u>当該認可地縁団体印鑑を</u>登録することができない。 (1)～(4) (略) (認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)	(登録の資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) (略) (2) 前号に規定する者に代えて、次に掲げる者が選任されている場合は、当該アからエまでに掲げる者 ア～ウ (略) <u>エ 裁判所により選任された代表者の職務代行者</u> (登録の申請) 第3条 認可地縁団体印鑑の登録を受けようとする<u>者（以下「登録申請者」という。）</u>は、認可地縁団体印鑑登録申請書（以下「登録申請書」という。）に登録を受けようとする印鑑を添え、自ら市長に申請しなければならない。 2 (略) (審査及び登録) 第4条 市長は、<u>前条に規定する</u>申請があったときは、当該認可地縁団体につき<u>地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第21条第2項の規定に基づき</u>作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項並びに個人印鑑に係る印鑑登録原票の記載事項及び印影と照合する等、登録申請書に記載されている事項その他必要な事項について審査し、登録するものとする。 (登録の印鑑) 第5条 登録できる認可地縁団体印鑑は、1認可地縁団体につき1個に限るものとする。 2 市長は、登録を受けようとする<u>印鑑が</u>、次の各号に該当する場合は、<u>認可地縁団体印鑑として</u>登録することができない。 (1)～(4) (略) (認可地縁団体印鑑登録証明書の交付)

改正後	改正前
第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている<u>代表者等</u>（以下「印鑑登録者」という。）は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録されている認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書により、自ら市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の<u>規定による</u>申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した<u>上</u>で、当該<u>印鑑登録者</u>に対し認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。 （認可地縁団体印鑑登録証明書） 第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、<u>印鑑登録者</u>に係る認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明し、併せて次に掲げる事項を記載しなければならない。 （1）～（6） （略） 2・3 （略） （認可地縁団体印鑑登録の廃止申請） 第9条 印鑑登録者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録されている認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により、自ら市長に認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。 2 印鑑登録者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、直ちに個人印鑑を押印した認可地縁団体印鑑廃止申請書により、自ら市長に認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。 （登録事項の修正） 第10条 市長は、法第260条の2第11項の<u>規定による</u>届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）が生じた<u>ときは</u>、職権により当該事項を修正するものとする。 （認可地縁団体印鑑登録の抹消） 第11条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消する	第7条 認可地縁団体印鑑の登録を受けている<u>者</u>（以下「印鑑登録者」という。）は、認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、登録されている認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書により、自ら市長に申請しなければならない。 2 市長は、前項の申請があったときは、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項及び地縁団体台帳の記載事項に基づき審査するとともに、認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書に押印された認可地縁団体印鑑の印影と認可地縁団体印鑑登録原票に登録された印影の照合を行い、当該申請が適正であることを確認した<u>うえ</u>で、当該<u>申請者</u>に対し認可地縁団体印鑑登録証明書を交付するものとする。 （認可地縁団体印鑑登録証明書） 第8条 認可地縁団体印鑑登録証明書は、<u>認可地縁団体印鑑の登録を受けている者</u>に係る認可地縁団体印鑑登録原票に登録されている印影の写しについて市長が証明し、併せて次の<u>各号</u>に掲げる事項を記載しなければならない。 （1）～（6） （略） 2・3 （略） （認可地縁団体印鑑登録の廃止申請） 第9条 印鑑登録者は、当該認可地縁団体印鑑の登録を廃止しようとするときは、登録されている認可地縁団体印鑑を押印した認可地縁団体印鑑登録廃止申請書により、自ら市長に認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。 2 印鑑登録者は、当該認可地縁団体印鑑を亡失したときは、前項の規定にかかわらず、直ちに個人印鑑を押印した認可地縁団体印鑑廃止申請書により、自ら市長に認可地縁団体印鑑の登録の廃止を申請しなければならない。 （登録事項の修正） 第10条 市長は、法第260条の2第11項の<u>規定に基づく</u>届出により、認可地縁団体印鑑登録原票の登録事項に変更（認可地縁団体印鑑の登録の抹消に係るものを除く。）が生じた<u>ときは</u>職権により当該事項を修正するものとする。 （認可地縁団体印鑑登録の抹消） 第11条 市長は、次に掲げる場合には、職権により認可地縁団体印鑑の登録を抹消する

改正後	改正前
ものとし、第3号及び第4号に係る登録の抹消については、当該<u>印鑑登録者</u>にその旨を速やかに通知するものとする。 (1) <u>印鑑登録者</u>の登録資格に変更が生じた場合 (2) (略) (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により<u>認可地縁団体印鑑の登録</u>として適当でないと認められる場合 (4) (略) 2 市長は、第9条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査した<u>上で</u>、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。 (代理人による申請) 第12条 省令 第19条第1項の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を<u>受けようとする代表者等</u>」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を<u>受けようとする代表者等</u>の代理人」と、同条第2項中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を<u>受けている代表者等</u>」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を<u>受けている代表者等</u>の代理人」と、第9条中「印鑑登録者」とあるのは「印鑑登録者の代理人」と読み替えて適用するものとする。	ものとし、第3号及び第4号に係る登録の抹消については、当該<u>認可地縁団体印鑑の登録を受けている者</u>にその旨を速やかに通知するものとする。 (1) <u>認可地縁団体印鑑の登録を受けている代表者等</u>の登録資格に変更が生じた場合 (2) (略) (3) 認可地縁団体の名称又は代表者等の氏名の変更により<u>認可地縁団体の代表者等に係る印鑑登録</u>として適当でないと認められる場合 (4) (略) 2 市長は、第9条の規定による認可地縁団体印鑑の登録の廃止の申請があったときは、審査した<u>うえ</u>、当該申請に係る認可地縁団体印鑑の登録を抹消するものとする。 (代理人による申請) 第12条 地方自治法施行規則 第19条第1項の規定により代表者等の代理人の告示が行われている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例の規定に基づく申請をすることができる。この場合において、第3条第1項中「認可地縁団体印鑑の登録を<u>受けようとする者</u>」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を<u>受けようとする者</u>の代理人」と、同条第2項中「代表者等」とあるのは「代表者等の代理人」と、第7条第1項及び第9条中「認可地縁団体印鑑の登録を<u>受けている者</u>」とあるのは「認可地縁団体印鑑の登録を<u>受けている者</u>の代理人」と読み替えて適用するものとする。

議案第65号 安曇野市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例

○安曇野市福祉医療費給付金条例（平成17年安曇野市条例第90号）

改正後	改正前
（支給申請） 第8条 （略） 2・3 （略） 4 前2項の規定にかかわらず、支給対象者のうち、児童が前条の規定により保険医療機関等で被保険者であることを示す証明書とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき国保連又は<u>医療情報基盤・診療報酬審査支払機構</u>から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があったものとみなす。 5 （略）	（支給申請） 第8条 （略） 2・3 （略） 4 前2項の規定にかかわらず、支給対象者のうち、児童が前条の規定により保険医療機関等で被保険者であることを示す証明書とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該保険医療機関等から提供される情報に基づき国保連又は<u>社会保険診療報酬支払基金</u>から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があったものとみなす。 5 （略）

議案第66号 安曇野市景観条例の一部を改正する条例

○安曇野市景観条例（平成22年安曇野市条例第29号）

改正後	改正前
（届出を要しない行為） 第13条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（14） （略）	（届出を要しない行為） 第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 （1）～（14） （略）

議案第67号 安曇野市児童クラブ利用者負担金条例の一部を改正する条例

○安曇野市児童クラブ利用者負担金条例（平成19年安曇野市条例第5号）

改正後	改正前
（負担金の額等） 第2条 児童クラブを利用する児童の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。<u>以下「保護者」という。</u>）は、<u>利用した日の属する月の翌月末日</u>までに、別表に定める負担金の額を納入しなければならない。 2 前項の場合において、児童クラブの利用が次の各号のいずれかに該当するときの負担金の額は、当該各号に定める額とする。 （1）年間を通じた利用（<u>以下「通年利用」という。</u>）であって、入所又は退所が月の中途であるとき <u>入所又は退所した日の属する月</u>の利用日数に別表に定める<u>通年利用</u>の日額を乗じて得た額 （2）学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定に<u>より</u>安曇野市教育委員会（<u>以下「教育委員会」という。</u>）が定める夏季、冬季、学年末等の休業日に当たる日<u>及び教育委員会が別に定める日のみの利用</u>（<u>以下「長期利用」という。</u>）であるとき <u>児童クラブを利用した日</u>の属する月の利用日数に別表に定める<u>長期利用</u>の日額を乗じて得た額<u>又は同表に定める通年利用の月額</u>のいずれか低い額 3 <u>前項の規定にかかわらず、児童クラブを利用する児童が次の各号のいずれかに該当するときの負担金の額は、別表備考に定める負担金の額を除き、当該各号に定める額とする。</u> （1）<u>保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者であるとき 無料</u> （2）<u>保護者の当該年度の市県民税等（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）をいう。以下同じ。）が非課税のとき 別表に定める負担金の額に2分の1を乗じて得た額</u> （3）<u>保護者が市が交付する当該年度の当該児童に係る就学援助費を受給しているとき 別表に定める負担金の額に2分の1を乗じて得た額</u> （4）<u>保護者を同一とする2人以上の児童が児童クラブを利用するとき 別表に定め</u>	（負担金の額等） 第2条 児童クラブを利用する児童の保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。）は、<u>毎月末日（次項第2号に該当する場合は、利用した日の属する月の翌月末日）</u>までに、別表に定める負担金の額を納入しなければならない。<u>ただし、同一世帯から2人以上の児童が児童クラブを利用する場合において、同表に定める利用形態が同一であるときは、2人目以降の児童の負担金の額は、同表に定める額の半額とする。</u> 2 前項の場合において、児童クラブの利用が次の各号のいずれかに該当するときの負担金の額は、当該各号に定める額とする。 （1）年間を通じた利用であって、入所又は退所が月の中途であるとき <u>当該月</u>の利用日数に別表に定める<u>区分に応じた</u>日額を乗じて得た額 （2）学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定に<u>基づき</u>安曇野市教育委員会が定める夏季、冬季、学年末等の休業日に当たる日（<u>別表において「長期休業」という。</u>）のみを利用するとき <u>当該日</u>の属する月の利用日数に別表に定める<u>区分に応じた長期休業のみの利用に係る</u>日額を乗じて得た額<u>又は別表に定める区分に応じた年間を通じた利用に係る</u>月額のうちいずれか低い額 3 <u>別表の「区分」欄の額が確定しないため当該年度分の負担金を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき負担金に限り、前年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）を合わせたもの（以下「市町村民税等」という。）の区分により算定した額を徴収する。</u>

改正後	改正前
<u>る負担金の額に2分の1を乗じて得た額（第2子以降の児童に係る負担金に限る。）</u> <u>（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき 別表の負担金の額に2分の1を乗じて得た額又は無料</u> 4 <u>市長は、当該年度分の市県民税等の額が確定しない期間において到来する納期に係る負担金についてのみ、前年度の市県民税等の額により負担金の額を決定することができる。この場合において、市長は、当該年度分の市県民税等の額の確定の後に、前年度の市県民税等の額により決定した負担金の額を変更することができる。</u> 5 <u>市長は、前項の規定により負担金の額を変更した場合において、既に徴収した負担金に不足が生じるときは、当該年度分の負担金が確定した日以降に到来する納期において、その不足分を徴収することができる。</u> 6 <u>安曇野市以外で市県民税等が賦課されている者で、第3項第2号の規定により負担金の額の決定を希望するときは当該年度の市県民税等が非課税であることを証する書類を、第4項の規定により負担金の額の決定を希望するときは前年度の市県民税等が非課税であることを証する書類を市長に提出しなければならない。</u> （負担金の還付） 第4条 <u>市長は、既に徴収した負担金について徴収するべき負担金の額を超えるときは、その過納額を還付することができる。</u> 2 市長は、一定期間児童クラブを開設できなかったときは、<u>既に徴収した当該年度</u>の負担金の全部又は一部を還付することができる。 （委任） 第5条 <u>この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u>	4 <u>前項の規定により負担金を賦課した場合において、当該負担金の額が当該年度分の負担金の額に満たないときは、当該年度分の負担金が確定した日以降の納期においてその不足分を徴収する。</u> （負担金の還付） 第4条 <u>第2条第3項の規定により既に徴収した負担金</u><u>が当該年度の負担金を超えることになる</u>ときは、その過納額を還付する。 2 市長は、一定期間児童クラブを開設できなかったときは、<u>納入済</u>の負担金の全部又は一部を還付することができる。 （負担金の減免） 第5条 <u>市長は、必要があると認めたときは、負担金を減免することができる。</u> （委任） 第6条 <u>この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。</u>

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
利用形態	児童1人当たりの負担金		区分	利用形態ごとの児童1人当たりの負担金	
	月額	日額		年間を通じた利用に係る月額（日額）	長期休業のみの利用に係る日額
通年利用	3,000円	120円	保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護者である場合	0円（0円）	0円
長期利用	二	240円	保護者の当該年度分の市町村民税等の合算額が非課税の場合	1,500円（60円）	120円
			その他の場合	3,000円（120円）	240円
備考			備考		
1 教育委員会が別に定める延長保育（以下この備考において「延長保育」という。）に係る負担金の額は、月額500円（1日における延長保育の利用が30分を超えるときは、その超える時間について30分までごとに500円を加算した額）とする。			1 教育委員会が定める開設時間以外の時間に利用する場合の負担金の額は、月額500円（1回の利用が30分を超えるときは、その超える時間について30分までごとに500円を加算した額）とする。ただし、不測の事情により開設時間を超えて利用する場合は、1回の利用につき500円（1回当たりの利用が30分を超えるときは、その超える時間について30分までごとに500円を加算した額）とする。		
2 延長保育の申請時間を超えて利用するとき又は延長保育の申請がなく教育委員会が別に定める開設時間以外の時間に利用するときの負担金の額は、1回の利用につき500円（1回当たりの利用が30分を超えるときは、その超える時間について30分までごとに500円を加算した額）とする。			2 当該年度分の保護者の市町村民税等の合算額＝（前年の12月31日において0歳から15歳までの扶養人数×33万円＋前年の12月31日において16歳から18歳までの扶養人数×12万円）×0.1		
			3 備考2に規定する算式により算出した額が0円以下となった場合で、保護者が生活保護法による被保護者に該当しないときは、保護者の当該年度分の市町村民税等の合算額は、非課税であるものとみなす。		